

第 15 回公害健康被害補償予防業務評議員会 議事要旨

1. 日 時 平成 30 年 7 月 13 日 (金) 15 時 00 分 ～ 16 時 30 分

2. 会 場 : JA ビルカンファレンス 301

3. 議 題

- (1) 平成 29 年度公害健康被害補償業務の実施状況
- (2) 平成 29 年度公害健康被害予防事業の実施状況
- (3) 質疑応答、意見交換

4. 出席者

< 評議員 >

石塚評議員、市川評議員、大平評議員、岡田評議員、坂田評議員、清水評議員 (代理 : 小川氏)、杉森評議員 (代理 : 酒井氏)、曾谷評議員 (代理 : 中村氏)、高橋評議員、成田評議員、浜中評議員、吉村評議員、渡邊評議員 (代理 : 森氏)

< 環境省 >

(大臣官房環境保健部) 梅田環境保健部長
(大臣官房環境保健部環境保健企画管理課) 小森課長、
倉持保健業務室長
(水・大気環境局自動車環境対策課) 池田主査

< 独立行政法人環境再生保全機構 >

福井理事長、廣木理事、中込総務部長、松木補償業務部長、福山予防事業部長

5. 議事要旨

- (1) 平成 29 年度公害健康被害補償業務の実施状況

独立行政法人環境再生保全機構 (以下「機構」という。) から報告が行われた。

- (2) 平成 29 年度公害健康被害予防事業の実施状況

機構から報告が行われた。

- (3) 質疑応答、意見交換

次の質疑が行われた。

(注 : 回答は、特に注記がなければ、機構によるものである。)

【公害健康被害補償業務に関する質疑応答】

①電子申告率が全体の7割程度から伸び悩んでいる理由は何か。

また、ペイジーでの納付について、領収の通知はあるのか。

→ 電子申告率の伸び悩みは、あらかじめ電子申告するために届け出を出す必要があることや、担当者がパソコン操作に不慣れであるなどの原因のほか、昨今のサイバー対策に伴い、インターネットへの接続ができない、あるいはマクロを含んだファイルを社内的に利用できなくなっていることも原因と考えられる。

しかし、国税庁では法人税は全て電子申告化する方針を出しており、いずれ汚染負荷量賦課金も電子申告の方向になると思われるが、当面7割程度の水準を維持するための取組みを行っていく。

ペイジーでの納付はマルチペイメントネットワークの仕組みを利用しており、パソコン画面上に納付完了の表示がされるものの、領収の通知はマルチペイメントネットワークではできない仕組みとなっている。領収したことの通知方法については、今後何ができるか検討してまいりたい。

②ペイジーにおける情報管理はどのように行っているか。

→ ペイジーでの納付情報は、マルチペイメントネットワークを経由した後、完全に独立した回線を通して機構のサーバーに送られてくる流れとなっているため、サイバー攻撃対策上も安全性を確保しているので、安心してご利用いただきたい。

③機構の中期目標の評価、今後の計画策定について教えて欲しい。

→ 現在、環境省において機構の第三期中期目標期間中の評価を行っている最中である。また、同時に環境省で次期中期目標を策定中であり、機構はその目標達成に向けた次期中期計画を策定している段階である。

④再生可能エネルギーの普及に伴い、硫黄酸化物排出量が減少した場合、今後の財源確保についての考えがあれば伺いたい。

【環境省】

→ 燃料転換等により硫黄酸化物排出量は減少していくが、現在分の賦課金の徴収に係る硫黄酸化物の排出量が極端に減るといような状況になれば、費用負担の公平性の観点から、見直しなどの検討が行われることにはなると思う。しかし、現時点ではそういう段階にはないので、当面現行の仕組みを継続していくこととなる。

【公害健康被害予防事業に関する質疑応答】

- ①ソフト3事業効果測定について、子どもの行動変容の有無は誰に聞いているか。
また、効果測定の実施時期はいつか、長期的（1～2年後）な行動変容を測定しているかについて教えて欲しい。

→ 聞き取りは、子供の保護者である。効果測定は事業実施後2カ月後に行っている。
それを超える長期的な行動変容の測定は実施していない。

- ②改善調査研究の効果について、環境改善の調査研究はどのような効果があるのか。

→ 有識者で構成する専門委員の評価は5段階で3.5であった。研究成果は、大気浄化植樹マニュアルを作成し、大気環境改善施策を行う自治体で活用していただいている。

- ③公害健康被害補償制度は大気中の硫黄酸化物による健康被害に対してのものであるが、PM2.5対策の活動の趣旨は何か。

→ 過去に大気汚染によって健康被害が多発したことで公害健康被害補償法が制定され、補償に必要な費用の負担は、当時算定しやすく、汚染濃度が高く呼吸器に大きな影響を及ぼす硫黄酸化物を代表として賦課金の計算の指標としている。その他の窒素酸化物、SPMなどの大気汚染物質自体も呼吸器疾患に影響を及ぼしていることについては否定されておらず、大気汚染物質全般を改善していくという予防事業に課せられた命題に照らして、SO_x、NO_x、PMに改善効果がある事業が各地で展開されている。

- ④硫黄酸化物の排出量に基づき徴収している汚染負荷料賦課金で他の大気汚染物質に係る事業を行っているように見えるがどう思われるか。

→ 補償制度は汚染賦課量賦課金の算定に硫黄酸化物を代表値として使用しているが、公害健康被害補償法の改正において、大気環境そのものを改善し、健康被害の予防を行うため、総合的な環境対策として基金運用収入で予防事業を実施することとなった。
また、最近では、予防事業の事業費が減少していることと、大気汚染についても非常に改善されているということで、予防事業自体も大気環境改善に関する事業の優先度を下げ、健康に着目した予防事業に力を入れて実施しているところである。

⑤人材バンクについて、人材バンクの利用率の低さについて改善策はあるか。

→ 現在、機構が人材バンクの登録者と共に事業内容をパッケージ化し、直接自治体に提供する取組を進めており、例えば成人向け事業のノウハウが無い自治体に対しては、医師の講演とあわせて、肺年齢測定などは人材バンクから必要なスタッフを用意し機器も提供し実施するなど、その浸透に努めているところである。

また、人材バンク登録者は、地元で教育委員会から依頼を受けて、新任教員の方にアレルギー対策の講演をしている等の実績もある。このように、実態として予防事業にとどまらずに地域の医療にも貢献しているので、ここ数年間は実態をきちんと把握し、それを関係者間で共有していくことを考えている。

⑥「知識の普及」の対象、趣旨、目的について教えて欲しい。

→ 対象者は小児も成人もいるが、例えば小児であればぜん息に対する正しい知識を得てもらうため、薬の使い方をパンフレットで紹介するなどしている。インターネットで様々な情報が溢れるなか、医学的に確かな情報を提供することを基本に考えている。

⑦「計画額」と「実績額」の差について、予防事業の計画額と実績額の差が大きいのは何故か。特に事業費（ソフト3事業）での相違が大きいように思う。

→ ソフト3事業については、事業参加者数など自治体の助成事業における要望（計画）時と実績時における事業規模の差によるところが大きく、性質上やむを得ない部分がある。助成事業以外の計画額については、過去の契約実績をふまえた計画額としている。

⑧大気浄化植樹事業はどのように実施しているか。それに対しての政策評価、報告というのはあるのか。

→ 自治体が学校や保育園の周辺といった公共施設に対し植樹を行い、それを機構が助成している。道路などの沿道緑地は予防事業では助成していない。実際にどこに何を植えたか、植樹の写真も含めての毎年、実績報告が提出されており、また指導調査等で現場も確認している。

⑨東京都基金について、次の年度の方角性の報告などは受けるのか。また基金は、最近の支出状況からすると10年もたないことになるが、今後の計画についての話し合いはしているのか。

→ 当年度報告と併せて、次年度の説明を受けている。現段階では直近（H30年度）の話を受けているだけで、今後の話は承知していない。